

瀬戸内海環境保全特別措置法について

1 瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸内法」という。）は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として制定されており、平成 27 年 9 月 25 日に衆議院本会議において、同法の一部を改正する法律が可決・成立しました。

当該改正法では、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」との基本理念が新設され、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や府県計画では、従来の「水質の保全」や「自然計画の保全」に加え、「沿岸域環境の保全・再生・創出」、「水質の管理」、「文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」などに取り組むこととしています。

また、具体的施策としては、漂流ごみ・海底ごみの除去、貧酸素水塊の発生機構の解明、栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究等に関する規定が新設されました。

2 総量削減基本方針

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」は、瀬戸内法及び水質汚濁防止法の規定に基づき、規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものです。

現在、当該基本方針は平成 28 年 9 月に策定された「第 8 次総量削減基本方針」を基に瀬戸内海（大阪湾を除く）においては、現在の水質を悪化させないために、総合的な水環境改善対策を進めるとしています。

特に生活排水については、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備及び高度処理化、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進し、加えて合流式下水道の改善の取り組みを推進することとしています。